



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

2
2020

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

いつもお世話になっております。
寒気ことのほか厳しい毎日が続いております。
お風邪など召しませぬようお気を付けください。
それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

改正情報

令和2年度税制改正大綱 個人所得課税編

●個人課税は「人生100年時代」を意識

令和2年度の税制改正大綱が公表されました。個人課税は、人口減少・少子高齢化が進む中での「人生100年時代」に相応しい税制づくりを意識したものとなっています。

●低未利用地等を譲渡した場合の特別控除

高齢化の進展に伴い、所有者自身が利用する意向のない土地の増加が予想されることから、特別控除制度が創設されました。

個人が都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合において、一定の要件を満たすときは、長期譲渡所得金額から100万円を控除することができます。（建物譲渡部分については適用されません）

●未婚のひとり親に対する税制上の措置

昨年の改正で持ち越しとなっていた「未婚のひとり親」の寡婦（夫）控除は、令和2年分より控除できることとなりました。適用要件は死別・離別の場合と同様です。寡婦に寡夫と同じ所得制限（500万円）が設けられます。

●国外中古建物の不動産所得の損益通算特例

富裕層を中心に広まっていた国外不動産を利用した租税回避の防止策として、個人が国外中古建物を有する場合には、不動産所得の計算上、その損失額のうち国外中古建物の償却費相当額（簡便法適用）は、生じなかったものとみなすこととされました。

●住宅ローン控除の適用要件の見直し

新築住宅に居住した3年目に従前住宅等を譲渡した場合に、一定の措置法特例の適用を受けているときは、住宅ローン控除の適用はできないこととなりました。

●その他の改正項目

国外居住扶養親族の扶養控除、医療費控除の添付書類の見直し等が図られています。

「法人設立ワンストップサービス」がスタート

国税庁は、1月20日から法人設立ワンストップサービスがスタートしたことを明らかにしました。法人設立ワンストップサービスとは、面倒な会社設立手続きを一度で行えるサービスのことで、これまで法人を設立するには、設立届出書の提出を始めとする複数の各種手続きを税務署や年金事務所などの行政機関ごとにそれぞれ個別に行う必要がありました。それがオンラインサービスを利用して一度に行うことができるようになりました。

法人設立ワンストップサービスでは、マイナポータルという一つのオンラインサービスを利用して、これらの一連の手続きを一度に行うことができます。全てオンラインでできるので行政機関に出向く必要がない他、24時間365日いつでも手続きできるのも大きなメリットです。同サービスで行える手続きは、国税・地方税に関する設立届出の他、雇用に関する届出などの法人設立後に必要な行政手続きも含まれます。

具体的には、法人設立届出の他、申告期限延長の特例の申請、青色申告の承認申請、事前確定届出給与に関する届出、棚卸資産の評価方法の届出、消費税課税事業者選択届出、給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出、電子申告・納税等開始届出など、国税・地方税に関する多岐にわたる届出等が該当します。また、年金事務所やハローワークといった雇用に関する届出など、法人設立後に必要な行政手続きも行えます。

法人設立ワンストップサービスでは、「かんたん問診」の質問事項に答えていくことで、利用者に必要な手続きが表示されるため大変便利です。同サービスを利用するに当たっては、法人代表者のマイナンバーカードやマイナンバーカード対応のスマートフォン又はパソコン、ICカードリーダー（パソコン利用者のみ）が必要になります。なお、定款認証・設立登記の手続きは2021年2月から利用可能となる予定です。

所有者不明の土地は使用者に課税

登記簿情報からは誰のものか分からない「所有者不明土地」について、その土地で居住や商売をしている「使用者」に固定資産税を課税するという制度が2020年度税制改正大綱に盛り込まれました。

土地には固定資産税がかかります、しかし所有者が分からなければ課税できないのが現行制度で、「税制が歪んでいる」（国税庁幹部）などと批判する声が出ていました。このため、固定資産税を課す対象を、登記簿上の土地や家屋の所有者から使用者へ切り替えることを認めることとなったわけです。新制度では、調査を尽くしても所有者が特定できない土地に限定して、使用者に課税できるようになります。自然災害などで所有者が行方不明になると市町村がその土地を使っている人を所有者とみなして課税できる制度があり、この制度を適用拡大しています。

国土交通省の土地基本調査（13年）によると、利用されていないか利用が少ない土地は、全国で1413平方キロメートルも存在します。東京23区の面積の2倍以上に達していて、このうち空き地や原野が7割を占めている状態です。

重要改正 予

賃金等請求権の消滅時効の期間 令和2年4月から「3年」に

厚生労働大臣から令和2年1月10日付で、賃金等請求権の消滅時効の期間を含む労働基準法を改正する法律案の要綱が示されました。

「賃金等請求権の消滅時効の在り方」については、専門の検討会での検討を経て、労働政策審議会で議論されていましたが、労働者側と使用者側の委員に見解の相違がありなかなか進みませんでした。しかし、公益委員（大学教授などの学識経験者）が折衷案を示し、ようやく方向性が固まり、令和2年4月1日から改正される見込みとなりました。重要な内容ですので、確認しておきましょう。

- 賃金請求権の消滅時効の期間は、民法の一部改正とのバランスも踏まえ、「5年」とする。
※当分の間、現行の労基法に規定する記録の保存の期間に合わせて「3年」間とする。
- 退職手当の請求権の消滅時効の期間については、現行の「5年」を維持。
- 起算点は、現行の労基法の「客観的起算点（権利を行使することができる時から起算）」を維持する。
- 賃金請求権以外の請求権（年次有給休暇請求権・災害補償請求権は2年、帰郷旅費は契約解除より14日以内等）の消滅時効の期間については、現行の消滅時効の期間を維持する。
- 労働者名簿や賃金台帳等の記録の保存の期間については、賃金請求権の消滅時効の期間に合わせて原則は「5年」としつつ、当分の間は「3年」とする。
- 付加金の請求期間については、賃金請求権の消滅時効の期間に合わせて原則「5年」とする。※当分の間は「3年」とする。
- 施行期日については、民法一部改正法の施行の日（「令和2年4月1日」）とする。
- 労基法における経過措置として、「施行期日以後に賃金の支払期日が到来した賃金請求権」の消滅時効の期間について改正法を適用することとし、付加金の請求の期間についても同様の取扱いとする。
- 施行後5年を経過した場合、検討し必要な措置を講じる。

★厚生労働省では、令和2年の通常国会に労働基準法の改正案を提出し、改正民法と同時の施行を目指すこととなります。順調にいけば、賃金請求権の消滅時効の期間は、2年間→3年間→5年間と、段階的に延長されることとなります。

仮に、令和2年4月1日以降に支払期日がある賃金について、未払いを放置し続けて、3年後にまとめて請求されたということになれば、支払額が膨大になります。

そのことも踏まえると、今後は、“定期的に残業代などの賃金の計算方法をチェックし、誤りがあればすぐに修正する”といった姿勢がより重要になってきますね。



トピックス 2020年度の採用活動に向けて

●新卒の採用活動は3月スタート

文部科学省の『2019年度の採用活動に関する調査（速報版）』によると、中小企業の採用の広報活動開始時期は3月が最も多く、選考開始についても3月が最多、次に4月、6月と分散しているという結果が出ました。6月以降に選考を開始しているのは、大企業も含めて企業全体のおおよそ3割、つまり7割の企業は5月以前に選考を開始し、その数は昨年より増加しています。経団連の指針廃止に伴い、スケジュールについては政府主導となっていますが、今年も3月スタートに向けて準備を進めている企業が多いのではないのでしょうか。

●採用活動準備のポイント

準備段階では、これまでの採用における課題を振り返り、採用した人数や予算などを確認して採用計画を策定、そして求める人物像を明確化したうえで、面接官との認識の共有や面接トレーニングなども必要に応じて行っていきます。

広報活動としては、民間の求人サイトや自社HPからの採用告知、SNSを使った募集などがありますが、打ち手を増やすために、ハローワークも活用していきましょう。

●ハローワークのサービスが変わります

2020年1月6日からハローワークのシステムが刷新されます。変更点は大きく二つ、これまで課題であった利便性が向上し、詳細な情報の提供が可能となります。

具体的には、企業側からの情報を掲載する「求人者マイページ」を開設できるようになります。これによってハローワークに赴くことなく社内のパソコンから随時情報の掲載や変更ができ、また求人者とやり取りできるメッセージ機能もあります。そして、事業所や働いている様子など画像情報の公開や、企業側からのメッセージをPR情報として掲載できるようになります。

より効果的に採用活動を進めるためには、企業の魅力を伝える採用コミュニケーションが重要です。丁寧に情報を伝えることで、就職後に「聞いていたのとは違った」と感じて離職してしまうことの防止にもなります。自社の魅力を見つめなおして伝えることが、人材獲得の第一歩です。

トピックス マイナンバーカードの健康保険証利用 令和3年3月から開始予定

「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」という案内がありました。どのような説明がされているのか、ポイントを紹介します。

<イメージ> マイナンバーカードの健康保険証利用のポイント（リーフレット）

〇〇病院 総合受付

1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、又は職員が目視で確認します。
※機器を使う場合、顔写真は保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

<ポイント>

- 利用には事前に登録が必要
- マイナンバーカードのICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使わない

★健康保険証としての利用は、令和3年(2021年)3月から順次始まる予定ですが、利用に必要な事前登録は、令和2年度(2020年度)のはじめから、マイナポータルで申し込みを受け付けるということです。



お仕事
カレンダー
2月

2/10	● 2020年1月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/17	● 2019年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始(～3月16日)
3/2	● 1月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 2019年12月決算法人の確定申告と納税・2020年6月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) ● 3月・6月・9月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) ● じん肺健康管理実施状況報告の提出 ● 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付(市区町村の指定日まで)